

退 職 福 祉 事 業 規 約

一 般 全 国 水 産 業 団 体 共 助 会
社 団 法 人

退職福祉事業規約 沿革

公布
施行
変更
変更

平成22年4月1日
平成22年4月1日
平成23年3月31日
平成26年4月1日

退職福祉事業規約

第1章 総 則

(事業の運営)

第1条 一般社団法人全国水産業団体共助会（以下「この会」という。）の定款第4条第1項第1号の規定による退職福祉事業は、この規約の定めるところにより、これを運営する。

(事業の対象者及び業務の委託)

第2条 この事業は、水産基本法で定める水産業者等（水産業者及び水産業に関する団体で、漁業、水産加工業、水産流通業、水産業協同組合等の関係諸団体、会社を含む。以下「団体」という。）に従事する役職員を対象とする。

2 この会は、この事業の業務の取扱について、関係水産業諸団体に委託することができる。

(事業の種類)

第3条 退職福祉事業は、団体加入型と個人加入型の2種類とする。

- (1) 団体加入型 団体の役職員が退職した場合に、団体に定額の給付金を支出するもの。
- (2) 個人加入型 団体の役職員が団体を退職した場合に、その者に定額の給付金を支出するもの。

第2章 団体加入型

(加入の名義)

第4条 団体加入型の申込みは、正会員の加入として団体代表者名義をもって行うものとする。

(積立会費負担と給付金の受取人)

第5条 団体加入型の積立会費負担者及び給付金の受取人は、団体とする。

(団体の給付金の支給方法)

第6条 被加入役職員が退職その他の事由により団体を退職し団体において、この会の給付金を受けたときは、その団体の方針によりこれを当該役職員又はその遺族に支給するものとする。

(団体加入型の申込み)

第7条 団体加入型の申込みをしようとする団体は、別に定める様式による団体加入型申込書をこの会に提出しなければならない。

(記載事項変更の届出)

第8条 団体加入型申込書記載事項に変更のあったときは、直ちにこの会にその旨を届出なければならない。

(通算加算金)

第9条 この会に加入する以前から団体（他の団体を含む。）に在職している役職員については、3箇年を限度として、加入前の在職年数を加算して加入することができる。ただし、この場合においては別表において定める通算加入金を払い込まなければならない。

(加入口数と加入限度)

第10条 加入口数は1口以上任意とし、団体において各役職員別にこれを定めるものとする。ただし、その加入限度は3,000口を超えないものとする。

第3章 個人加入型

(加入の意思)

第11条 団体役職員は、准会員として任意に個人加入型に加入することができる。

(積立会費負担と給付金の受取人)

第12条 個人加入型についての積立会費負担者及び給付金の受取人は、加入役職員個人とする。

(事務手続き)

第13条 個人加入型への加入、積立会費の払込及び給付金の支給はその者の在勤する団体を經由してこれを行うものとする。

(個人加入型の申込み)

第14条 個人加入型の申込みをしようとする者は、別に定める様式による個人加入型申込書をこの会に提出しなければならない。

(加入口数と加入限度)

第15条 加入口数は1口以上任意とする。ただし、その加入限度は3,000口とする。

(死亡時の受取人)

第 16 条 加入役職員が死亡した場合における遺族を代表して給付金を受ける者及びその順位は、遺族補償に関する労働基準法の定めるところによる。ただし、本人が死亡前にこの会に対し別の意思表示をしたときはこれによる。

第 4 章 積立会費

(積立会費 1 口の単位)

第 17 条 積立会費 1 口の金額は、団体加入型、個人加入型共に月額 150 円とする。

(払込期日と前納)

第 18 条 積立会費は翌月の 15 日までに、この会に払い込まなければならない。ただし、積立会費 1 口の金額に次の前納率を乗じて得た額をもって前納することができる。

前 納 率 表

払込月数分	前 納 率	払込月数分	前 納 率
1 月分	100 %	7 月分	693 %
2 月分	199	8 月分	791
3 月分	299	9 月分	889
4 月分	398	10 月分	986
5 月分	497	11 月分	1,083
6 月分	595	12 月分	1,180

(延滞料)

第 19 条 前条に定める期限までに積立会費の払込みが完了していないときは、払込みが完了する日までの月数（1 月に満たない端数は、1 月とする。）に応じ年 5%の割合で計算した延滞料を添えて払い込まなければならない。

(加入承認の取消)

第 20 条 正当な理由なくして積立会費の払込みが 2 箇月以上遅滞したときは、会員が加入の意思を放棄したものとみなし、加入の承認を取消することができる。

(払込の一時中止)

第 21 条 休職その他正当な事由により積立会費の払込みを一時中止しようとするときは、予めこの会に届出て承認を得なければならない。

- 2 前項による積立会費払込中止期間は加入年数に算入しない。

第5章 給付金

(給付金の種類)

第22条 給付金は、退職給付金、死亡給付金及び中止給付金の3種類とし、原則として団体加入型及び個人加入型に共通とする。

(加入期間)

第23条 加入期間は、月をもって計算し、加入の月から起算して、退職、死亡又は脱退の月をもって終るものとする。

(退職給付金)

第24条 退職給付金の額は、1口について、加入期間中に払い込むべき積立会費ごとに年複利で計算した元利合計額の和（以下「期始払年金終価」という。）とし、期始払年金終価の計算に係る利率は、その加入口の加入期間に応じて、年当り、加入期間2年以上5年未満のものは1.5%、加入期間5年以上10年未満のものは2.0%、加入期間10年以上15年未満のものは2.5%、加入期間15年以上のものは3.0%とする。ただし、加入期間が2年未満のものについては払い込むべき積立会費総額とする。

(死亡給付金)

第25条 死亡給付金の額は、前条の規定による退職給付金の10%相当額とする。ただし、その限度は300万円を超えないものとする。

(中止給付金)

第26条 中途脱退、加入減口又は加入取消等により、加入を中途解約するものについては、第24条の規定による退職給付金の95%相当額を中止給付金として給付する。ただし、当該中止給付金の額が払込積立会費総額を下回るときは払込積立会費総額相当額を中止給付金として給付する。

- 2 前項の退職給付金の95%相当額を給付する場合において、やむを得ない事由による中途解約として理事会の承認を受けた場合には、退職給付金の全額を給付することができる。

(給付金の合算)

第27条 加入時期を異にする加入分についての給付金は、加入時期の異なる口毎に別々に計算した上これを合算する。

(給付金の請求期限)

第 28 条 給付金を受ける者がその事由が生じた後 2 年以内にこれを請求しないときは、その権利を放棄したものとみなす。

第 6 章 異動等

(加入期間の通算)

第 29 条 役職員の勤務する団体に異動があったときは、役職員の希望により加入期間を通算することができる。ただし、団体加入型にあつては、新旧両団体の連署による承認の意思をこの会に表示することを必要とする。

(積立会費又は給付金の額の変更)

第 30 条 この会は、事業環境の急激な変化等、特に必要と認めた場合において、理事会の承認を受けたときは、この事業に係る積立会費の額又は給付金の額を変更することができる。

第 7 章 退職給付金担保貸付

(退職給付金担保貸付)

第 31 条 退職福祉事業加入者は、別に定める退職給付金担保貸付基準により貸付を受けることができる。

第 8 章 資産の運用

(資産の運用)

第 32 条 この事業の資産の運用については、別に定める資金運用管理規程によるものとする。

第 9 章 会 計

(未収積立会費の計上)

第 33 条 この会は、毎事業年度末において、収入すべきことが確定した積立会費で、まだ受け入れていないものがある場合には、未収積立会費として計上することができるものとする。

(前受積立会費の計上)

第 34 条 この会は、毎事業年度末において、すでに受け入れている積立会費で、いまだ到来していない期間のものがある場合には、前受積立会費として計上しなければならない。

(支払準備金の積立て)

第 35 条 この会は、毎事業年度末において、別に定める支払準備金積立規程に基づき所要の支払準備金を積み立てるものとする。

(給付保証準備金の積立て)

第 36 条 この会は、毎事業年度末において、別に定める給付保証準備金積立規程に基づき所要の給付保証準備金を積み立てるものとする。

第 10 章 雑 則

(改廃)

第 37 条 この規約の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 退職共済規約は、平成 22 年 3 月 31 日に廃止する。
ただし、現に存する共済の甲種共済は団体加入型、乙種共済は個人加入型として、その権利義務の一切をこの規約に継承する。

附 則

この規約の変更は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この規約の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この変更の後に、変更の前の加入分について給付金を支払うこととなる場合には、当該加入分について平成 26 年 3 月 31 日に当該給付金を支払うべき事由が生じた

と仮定した場合にこの変更の前の規定に基づき加算されることとなっていた特別加算金の額に相当する額を加算して支払うものとする。

別 表 (第9条)

通 算 加 入 金

(単位 円)

年 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
0	150	301	452	603	755	907
1	1,983	2,138	2,294	2,450	2,606	2,763
2	3,872	4,032	4,192	4,353	4,514	4,676

年 \ 月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
0	1,060	1,213	1,366	1,520	1,674	1,828
1	2,920	3,078	3,236	3,394	3,553	3,712
2	4,838	5,000	5,163	5,326	5,490	5,654

退職給付金一覧表 (第24条)

(1口について単位 : 円)

年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年 月
0	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	1,650	1,800	0
1	1,950	2,100	2,250	2,400	2,550	2,700	2,850	3,000	3,150	3,300	3,450	3,656	1
2	3,811	3,966	4,121	4,276	4,432	4,588	4,744	4,900	5,056	5,212	5,369	5,526	2
3	5,683	5,840	5,998	6,155	6,313	6,471	6,629	6,788	6,946	7,105	7,264	7,423	3
4	7,583	7,742	7,902	8,062	8,222	8,383	8,543	8,704	8,865	9,026	9,188	9,468	4
5	9,634	9,800	9,967	10,134	10,301	10,468	10,635	10,803	10,971	11,140	11,308	11,477	5
6	11,646	11,816	11,986	12,156	12,326	12,497	12,668	12,839	13,010	13,182	13,354	13,526	6
7	13,699	13,872	14,045	14,218	14,392	14,566	14,740	14,915	15,090	15,265	15,440	15,616	7
8	15,792	15,969	16,145	16,322	16,499	16,677	16,855	17,033	17,211	17,390	17,569	17,748	8
9	17,928	18,107	18,288	18,468	18,649	18,830	19,011	19,193	19,375	19,557	19,740	20,438	9
10	20,631	20,823	21,017	21,210	21,404	21,599	21,793	21,989	22,184	22,380	22,577	22,773	10
11	22,971	23,168	23,366	23,565	23,764	23,963	24,162	24,363	24,563	24,764	24,965	25,167	11
12	25,369	25,572	25,775	25,978	26,182	26,386	26,591	26,796	27,001	27,207	27,414	27,620	12
13	27,828	28,035	28,243	28,452	28,661	28,870	29,080	29,290	29,501	29,712	29,923	30,135	13
14	30,348	30,560	30,774	30,987	31,202	31,416	31,631	31,847	32,063	32,279	32,496	34,020	14
15	34,254	34,489	34,724	34,960	35,197	35,434	35,672	35,910	36,149	36,388	36,629	36,869	15
16	37,111	37,353	37,595	37,838	38,082	38,326	38,571	38,816	39,063	39,309	39,557	39,805	16
17	40,053	40,302	40,552	40,802	41,053	41,305	41,557	41,810	42,064	42,318	42,572	42,828	17
18	43,084	43,340	43,598	43,856	44,114	44,373	44,633	44,893	45,155	45,416	45,679	45,942	18
19	46,205	46,470	46,735	47,000	47,267	47,534	47,801	48,069	48,338	48,608	48,878	49,149	19
20	49,421	49,693	49,966	50,239	50,514	50,789	51,064	51,341	51,618	51,895	52,174	52,453	20
21	52,732	53,013	53,294	53,576	53,858	54,141	54,425	54,710	54,995	55,281	55,568	55,855	21
22	56,143	56,432	56,722	57,012	57,303	57,595	57,887	58,180	58,474	58,769	59,064	59,360	22
23	59,657	59,954	60,253	60,552	60,851	61,152	61,453	61,755	62,058	62,361	62,665	62,970	23
24	63,276	63,582	63,889	64,197	64,506	64,815	65,126	65,437	65,748	66,061	66,374	66,688	24
25	67,003	67,319	67,635	67,952	68,270	68,589	68,909	69,229	69,550	69,872	70,195	70,518	25
26	70,842	71,167	71,493	71,820	72,148	72,476	72,805	73,135	73,466	73,797	74,130	74,463	26
27	74,797	75,132	75,467	75,804	76,141	76,479	76,818	77,158	77,499	77,840	78,183	78,526	27
28	78,870	79,215	79,560	79,907	80,254	80,603	80,952	81,302	81,653	82,005	82,357	82,711	28
29	83,065	83,420	83,776	84,133	84,491	84,850	85,210	85,570	85,931	86,294	86,657	87,021	29
30	87,386	87,752	88,119	88,486	88,855	89,225	89,595	89,966	90,339	90,712	91,086	91,461	30
31	91,837	92,214	92,591	92,970	93,350	93,730	94,112	94,494	94,878	95,262	95,647	96,034	31
32	96,421	96,809	97,198	97,588	97,979	98,371	98,764	99,158	99,553	99,949	100,346	100,744	32
33	101,143	101,543	101,943	102,345	102,748	103,152	103,556	103,962	104,369	104,777	105,186	105,595	33
34	106,006	106,418	106,831	107,245	107,659	108,075	108,492	108,910	109,329	109,749	110,170	110,592	34
35	111,015	111,440	111,865	112,291	112,718	113,147	113,576	114,007	114,438	114,871	115,304	115,739	35
36	116,175	116,612	117,050	117,489	117,929	118,370	118,813	119,256	119,700	120,146	120,593	121,040	36
37	121,489	121,939	122,390	122,843	123,296	123,750	124,206	124,663	125,121	125,579	126,040	126,501	37
38	126,963	127,427	127,891	128,357	128,824	129,292	129,761	130,232	130,703	131,176	131,650	132,125	38
39	132,601	133,079	133,557	134,037	134,518	135,000	135,483	135,968	136,453	136,940	137,428	137,918	39